

堺市ペット霊園の設置等に関する条例(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
1	<p>火葬施設において、煙等をめぐる近隣トラブルが多くなっている中、適正に業を行っている業者以外に悪質な業者がいるため、行政で適正な取り決めが必要だと思ふ。特に罰則については厳正にしていだきたい。(反社会团体等の業者が入り込めないようにして、違反業者に対しては、再度の許可ができないようにしていだきたい。)</p>	<p>火葬施設については、焼却温度の他、臭い、ばい煙等に対する火葬設備の構造設備基準を設けています。</p> <p>また、偽り、その他不正の手段により許可を取得した場合及び規定違反業者が勧告・命令に従わない場合、許可の取消、事業者氏名等の公表の措置を行うことができますこととしています。</p>